

第10回 第三者委員会 議事録

1. 日時：平成21年10月27日（火） 14:00-18:00
2. 場所：財団法人家電製品協会 3階 第1会議室
3. 委員の現在数：3名
4. 出席者と人数：
細田委員長、石川委員、辰巳委員 以上3名出席
その他（財）家電製品協会 事務局（7名）が陪席
5. 議題：
 - （1）平成22年度 応募案件の審査
 - 1) 不法投棄未然防止事業協力実施要項第5条第2項の規定に基づく特定地域の分割
 - 2) 不法投棄未然防止事業協力
 - ① 応募概要
 - ② 内定に係る課題
 - ③ 応募案件の個別審査及び不法投棄未然防止事業協力実施要項第5条第4項及び第5項（助成率を除く。）の規定に基づく条件の決定
 - ④ 助成率の決定
 - 3) 離島対策事業協力
 - ① 応募概要
 - ② 内定に係る課題
 - ③ 応募案件の個別審査及び離島対策事業協力実施要項第5条第2項及び第3項の規定に基づく条件の決定
 - 4) 公表
 - （2）平成21年度 事業協力の進捗状況
 - 1) 不法投棄未然防止事業協力
 - 2) 離島対策事業協力
 - （3）その他
6. 配布資料：① 委員名簿
② 平成22年度 応募案件概要その他一式
③ 平成21年度 事業協力の進捗状況
7. 議事の内容
＜主な質疑・意見＞（◇は委員からの質問・意見、◆は事務局からの説明）
 - （1）平成22年度 応募案件の審査
 - 1) 不法投棄未然防止事業協力実施要項（以下「不法投棄防止要項」という。）第5条第2項の規定に基づく特定地域の分割について
◆ 福岡県の遠賀・中間地区の1市4町及び遠賀・中間地域広域行政事務組合の連名で

応募された地域に係る計画について、本日の委員会開会に先立ち、次のような意見照会を事務局から第三者委員会委員に対し行った。

- ① 今回の5市町の事業計画の実行は、各市町が各々独立して行うもので、共同実施するものではない。このため、連名で行う利益が認められない。
 - ② 他方、事務手続きを考えると、
 - ・ 全ての手続き（例えそれが1市町のみに限られるものであっても）について、全市町及び組合が決済等の手続きを行わなければならない等、事務が輻輳すると予想されること、
 - ・ 各々独立して行う事業計画であるにもかかわらず、相互に連帯して責務を担うこととなり、自らに責任のないものについても連帯して責任を担わなければならないこと等、明確な不利益が認められる。
 - ③ 以上から、10月27日開催予定の委員会において不法投棄未然防止事業協力要項第5条第2項の規定に基づく分割（分割後の地域は各市町ごとに当該市町の区域とする。）をおはかりしたいと考えている。
 - ④ 27日の委員会決定を待って、市町等に分割連絡を行うと、来年2月の協力事業開始が困難になると予想される。このため、第三者委員会の各委員のご了解が得られるならば、「1) 第三者委員会は分割を計画、その決定は10月27日に実施、ただし、分割通知文書は遡った日付で発出する予定、2) ついては、10月27日の第三者委員会に間に合うように分割後の地域に係る応募申請書を提出いただけないか」を市町等に連絡したい。
- ◆ 全委員から上記連絡の内容を了とする回答を得たため、上記④の1)及び2)の連絡を市町等に行ったところ、5市町及び組合から同意が得られた。また、既に5市町から分割後の地域（市町ごとの区域）に関して応募申請書が提出されている。については、改めて分割についてご議論たまわりたい。
- ◇ 議論の結果、上記提案に沿って、分割が決定された。

2) 不法投棄未然防止事業協力

① 応募概要

- ◆ 40市町から応募があったこと及び応募内容の概要についての報告があった。

② 内定に係る課題

- ◆ 個別案件の審議に先立ち、各応募共通の課題として、1) 義務外品体制、2) 粗大ごみの回収、3) 要項第15条第1項第3号に規定する料金上限額の算出、4) 助成率の決定等についてご議論たまわりたい。

1) 義務外品体制

- ◆ 義務外品体制の整備については、不法投棄防止要項において内定の条件の一つとして掲げるとともに、覚書においても市町村の責務の一つとして明記している。平成21年度協力について覚書を締結した市町村について再点検したところ

少なからぬ市町村において当該体制の不備を発見した。事務局は当該市町村に対し、その速やかな解消を求め、多くの市町村がこれに応じたが、現時点においても一部の市町村は未対応のままである。平成 22 年度新規の応募市町村についても同様の状況にある。このため、義務外品体制が整備され、かつ、その具体的内容のホームページ掲載等による広報が実施されている場合を除き、次のように整理することとしたい。

① 新規案件については、停止条件（市町村に所要事項の実行を求める、市町村に右の実施結果文書の提出を求める、実施結果が所要規定を満たしていると協会が認めた場合文書（以下「確認文書」という。）を発出する、確認文書が市町村に到達した日又は覚書に記載の協力開始日いずれか遅い日から協力を開始する。）付き内定とする。

② 継続案件については、次に掲げるものが選択肢として考えられる。

1) 平成 21 年度協力については協力取消・助成金（既払い分に限る。）返還請求、平成 22 年度協力応募に関しては内定外とする。

2) 平成 21 年度協力については、協力取消（既払い分については不問。）、平成 22 年度協力応募に関しては内定外とする。

3) 平成 21 年度協力については、文書をもって協会から当該市町村に対し上記問題の解決及び上記文書の当該市町村到着日から 1 ヶ月間（平成 22 年度覚書締結の限界を意識。）以内の報告を求める。上記が期限内に実行されたことを協会が確認した場合は、平成 21 年度協力はそのまま実施、上記が実現されない場合は、第三者委員会に協力取消をはかる（既払い分については不問。）。平成 22 年度については、停止条件（前号参照）付き内定とする。

◇ 論議の結果、まだ平成 21 年度事業協力を実施しているところであり、市町村の努力を期待することとし、新規案件については①を、継続案件については②③を採用することが決定された。

2) 粗大ごみの回収

◆ 粗大ごみの回収に、ステーション方式等の不法投棄を誘発する恐れがある方式を採用している場合であって、下記の各号のいずれかに該当する場合は、要項第 5 条第 4 項第 7 号ただし書の規定に基づき第三者委員会が認める場合の一つとすることとしたい。

① 不法投棄は起きていない、又は小規模に留まっている。

② 不法投棄は起きたが、講じた対策により受忍限度内等、小規模に押さえ込まれている。

◇ 論議の結果、上記提案の通り決定された。

3) 要項第 15 条第 1 項第 3 号に規定する料金上限額の算出

◆ 内定されたものに係る不法投棄防止要項第 15 条第 1 項第 3 号に規定する料金上限額の算出を以下の方法により行うこととしたい。

- ① ブラウン管式テレビ、薄型テレビ及び冷蔵庫・冷凍庫の平成 21 年 4 月～9 月の 6 ヶ月間の引取実績を当該品目の「大」「小」について集計する（区分なしは「大」に含める。）。
- ② 各々の機器毎に主要製造業者等が公表した再商品化等料金の前号の引取比率による加重平均をもって当該機器に係る再商品化等料金の平均値とする。
- ③ 各機器の再商品化等料金平均値（洗濯機、エアコンについては主要製造業者等の公表料金とする。）に当該内定案件に係る当該廃棄物の引渡見込み量を乗じたものを全て合計した金額を料金上限額（下表参照）とする。

品目	再商品化等料金 (円)	(大)料金との差額 (円)
ブラウン管式テレビ	2,642	193
液晶式テレビ及びプラズマ式テレビ	2,561	274
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	4,583	247

◇ 論議の結果、上記提案の通り決定された。

4) 助成率

◆ 助成率については昨年度と同様に次の通りとしたい。

- 1) 防止事業については原則 50%とする。ただし、特定家庭用機器廃棄物不法投棄防止専用のものに限り、これを上回る助成率を設定できるものとする。
- 2) 引渡事業については原則 100%とする。

◇ 論議の結果、上記提案通り決定された。

③ 応募案件の個別審査等

◆ 応募内容及び上記の内定の課題に係る第三者委員会決定を踏まえて、個別案件についての説明を行った。

◇ 審議の結果、次の通り内定等の決定を行った。

- ・ 応募 40 市町村について協力を内定するとともに不法投棄未然防止要項第 5 条第 5 項に規定する協力の条件を決定した。
- ・ 前号の一部の基礎である対象経費の認否については、予定対象地域の人口一人当たり、又は不法投棄される特定家庭用廃棄物削減見込み量の一台あたりに対する予算効率等を勘案して判定した。
- ・ 協力内定 33 市町村に対しては、必要に応じて、不法投棄未然防止要項第 5 条第 4 項に規定する条件（停止条件を含む。）を付した。

3) 離島対策事業協力

① 応募概要

- ◆ 19 市町から応募があったこと及び応募内容の概要についての報告があった。

② 内定に係る課題

- ◆ 個別案件の審議に先立ち、各応募共通の課題として、1) 平成 21 年度に少頻度多量輸送が実施されていない場合、2) 海上輸送費用が平成 21 年度中に変更になった場合、3) 平成 21 年度の輸送事業が実施されておらず、先行きも不透明である場合等について、ご議論たまわりたい。

1) 平成 21 年度に少頻度多量輸送が実施されていない場合

- ◆ 一部の市町村において、小口の輸送が多々みられ、覚書記載の少頻度多量輸送に相当しない輸送が一部行われている。このケースは、まだ、平成 21 年度事業協力を実施しているところであり、市町村の努力を期待し、平成 21 年度協力については、協会の改善を求める文書が先方に到達した日から 1 ヶ月間以内の改善を求め、期限内に改善された場合は、平成 21 年度協力はそのまま実施することとし、期限内に改善されない場合は、協力取消（既払い分については不問。）について第三者委員会にはかることとしたい。平成 22 年度協力については、停止条件付き内定（平成 21 年度協力において少頻度多量輸送を実施しなかった場合は、平成 22 年度覚書の効力は消滅する等。）とすることとしたい。

- ◇ 議論の結果、上記提案の通り決定された。

2) 海上輸送費用が平成 21 年度中に変更になった場合

- ◆ 一部の市町村において、燃料費の変動等により申請時より海上輸送費用が増大または減少になった場合がある。来年度応募について内定する場合は新海上輸送費用に基づく助成単価としたい。平成 21 年度協力については海上輸送費用が上がるリスクと下がるリスクがあり、また協力年度の途中で助成単価を変更することは市町村、小売業者、住民等に好ましくない影響を与えることが懸念されるため助成単価を現状のまま維持することとしたい。

なお、当方の権限を超えているが、協力事業の主旨に鑑み、助成単価の引下げ（海上輸送費用が減少したことに起因し、仕組上、海上輸送費用の減少幅は助成単価の減少幅より大きい。）に伴って、排出者の負担が増加することは好ましくないと第三者委員会が考えている旨、当該市町村に通知することとしたい。

- ◇ 議論の結果、上記提案の通り決定された。

3) 現時点で平成 21 年度の輸送事業が実施されておらず、先行きも不透明である場合

- ◆ 一部の市町村において、平成 21 年度の輸送事業が、現時点で実施されておら

ず、実施予定も延期された場合がある。

- ◆ まだ平成 21 年度事業協力を実施しているところであり、市町村の努力を期待し、平成 21 年度協力については年度内の輸送事業の実施を求める文書を協会から当該市町村に発出することとしたい。平成 22 年 1 月末日までに輸送事業が実施されない場合は、協力事業は助成金の交付等を行うことなく終了となる。平成 22 年度協力の内定については、「平成 22 年 1 月末日までに少頻度多量輸送による輸送事業を実施しない場合、平成 22 年度協力に係る覚書の効力は消滅するものとする。」ことを内定に付する条件の一つとして付することとしたい。

◇ 議論の結果、上記提案の通り決定された。

4) 助成単価の決定方法

- ◆ 昨年度と同様に一定額を 100 円、一定率を 80%として助成単価を算定することとしたい。

◇ 議論の結果、上記提案の通り決定された。

③ 応募案件の個別審査等

- ◆ 応募内容及び上記の内定の課題に係る第三者委員会決定を踏まえて、個別案件についての説明を行った。

◇ 審議の結果、次の通り内定等の決定を行った。

- ・ 応募 19 市町村について協力を内定した。
- ・ 協力内定 10 市町村に対して、必要に応じて、離島対策事業協力実施要項第 5 条第 2 項に規定する条件(停止条件を含む。)を付した。

4) 公表について

- ◆ 応募状況及び審査状況の公表について、昨年度と同様に次のものを採用することを提案する。

- ・ 内定時点における公表について(両事業共通)は、応募件数、内定件数のみ公表する。
- ・ 覚書締結後の公表について(両事業共通)は、覚書締結案件について覚書締結件数、覚書締結市町村名及び対象市町村の助成単価、助成率、補助対象費用の上限額、予想助成額並びに事業実施期間・事業内容及び目標数値を公表する。

◇ 論議の結果、上記提案の通り決定された。

(2) 平成 21 年度 事業協力の進捗状況

- ◆ 平成 21 年度不法投棄未然防止事業協力及び平成 21 年度離島対策事業協力のそれぞれの進捗状況について報告があった。

以 上